

## 工事請負契約書

発注者 (以下「甲」という。)と請負者

(以下「乙」という。)とは、我孫子市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、次のとおり請負契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

(1) 工事の場所

我孫子市

(2) 工事の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

(3) 設置する高度処理型合併処理浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項に規定する構造基準に適合し、かつ、放流水の総窒素濃度20mg/ (日間平均値)以下

又は総<sup>りん</sup>濃度1mg/ (日間平均値)以下の機能を有するもので、別添

図面及び仕様書に係る浄化槽

(4) 工事の請負代金

金 円

(5) 支払方法

ア 現金

イ その他( )

(目的物の引渡し等)

第2条 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引換えにその請負代金全額の支払いを完了するものとする。

(工事の監督等)

第3条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項の規定により

浄化槽設備士 　　　　　　　に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

2 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って、工事を行わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

第5条 乙は、第三者にこの契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（工事内容の変更等）

第6条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項による変更、延期又は中止による損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第7条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第8条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第9条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその責めを負うものとする。

（担保責任等）

第10条 甲は、工事がこの契約の規定又は浄化槽法第4条第5項に定める基

準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその<sup>かし</sup>の  
補修を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査  
の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対して、相  
当の期限を定めてその<sup>かし</sup>の補修を請求し、又は補修に代わる損害賠償を請  
求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責めに帰  
すべき事由に基づくものである場合には、行うことができない。

第11条 <sup>かし</sup>の補修又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わ  
なければならない。

(契約の解除等)

第12条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしない  
で、この契約を解除することができる。

(1) 第1条に基づく我孫子市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業  
補助金が交付されないこととなったとき。

(2) 工事用地につき、施工が著しく困難と判断される<sup>かし</sup>が発見された  
とき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、乙は、この契約の履行のた  
めに乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金  
を甲に請求することができる。

第13条 甲は、乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約  
を解除することができる。

2 甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することが出来なくなった  
と認めるときは、催告しないで、この契約を解除することができる。この場  
合、甲は、甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで、この契約を解除することができる。

(1) 第6条の規定により工事が一時中止され、甲の責めに帰すべき事由により着工期日が延長された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延長が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲が、この契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

(違約金等)

第15条 乙の責めに帰すべき事由により、第2条に規定する引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

(書類等の提出)

第16条 乙は、我孫子市が定める我孫子市高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成2年告示第93号)に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

(疑義の決定等)

第17条 この契約の各条項について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、甲と乙とは、本書2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 発注者 住所  
氏名

印

乙 請負者 住所  
氏名

印

浄化槽工事業者登録番号：

又は届出番号：